

小規模通所介護事業所の 地域密着型サービスへの 移行について

八王子市福祉部高齢者いきいき課
事業者指定担当

～概要～

- 利用定員が厚生労働省令で定める数未満（19人未満を予定）の通所介護事業所は平成28年4月に「地域密着型通所介護事業所」に移行する。
- 4月1日付で該当事業所は地域密着型通所介護事業所とみなさされるため、新たな届出等は不要。

※平成27年11月19日現在、介護保険法施行規則、地域密着型サービスの基準省令の改正が公布されていないため未確定情報含む。

地域密着型に移行後の変更点

1. 利用者

【利用者の範囲】

(原則)

- 地域密着型サービスとなるため、八王子市の被保険者しか利用できなくなる。他市の被保険者が利用する場合は指定申請が必要。

(例外)

- 平成28年3月末時点での他市利用者は、みなし指定の対象となるため、平成28年4月以降も継続して利用可能。
- 八王子市内の住所地特例施設に入所している他市被保険者（住所地特例者）は、在宅系の地域密着型サービス（特定地域密着型サービス*1）を利用可能。

*1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をいう

地域密着型に移行後の変更点

1 利用者

【他市（H市）被保険者が利用する場合の手続き】

1. （八王子市内の）地域密着型通所介護事業所、H市に指定申請
2. H市は指定への同意を八王子市に申請
3. 八王子市が同意すればH市は指定可能。同意しない場合、H市は指定できない。
4. 他の自治体の利用者を受け入れる場合にはあらためて指定及び同意申請が必要。

地域密着型に移行後の変更点

2 運営推進会議

【概要】

- 地域密着型通所介護事業所には、新たに運営推進会議を定期的（年2回となる予定）に開催することが義務付けられる。
- 運営推進会議は、事業所のサービス提供状況等を報告し、出席者から様々な意見や要望を聞き、事業運営に反映させていくことで、地域に開かれた事業所運営やサービスの質の向上を図るもの。

地域密着型に移行後の変更点

2 運営推進会議

【運営推進会議の主な内容等】

- 利用者数、平均年齢、平均要介護度
- 日常のサービス提供状況や、イベント等（家族会、敬老行事、クリスマス会など）の開催状況
- 事故やヒヤリハットの件数、発生状況と今後の事故防止に向けた取組方針、改善策の報告
- 利用者の健康管理に係る事業所の取組（熱中症、脱水症や感染症の予防、防止策）
- 防災の取組（消防計画の内容や非常災害時対策、避難訓練の実施状況など）に関する報告
- 地域連携（地域の作品展への出展、地域の祭りや避難訓練への相互参加など）の取組に関する報告
- 介護や高齢者に関係するミニ講座など

地域密着型に移行後の変更点

2 運営推進会議

【運営推進会議の構成員】

- ①利用者
- ②利用者家族
- ③地域住民の代表者
- ④市職員又は該当圏域を管轄する地域包括支援センター職員
- ⑤該当サービスに関して知見を有する者 など。

地域密着型に移行後の変更点

2 運営推進会議

【構成員に係る注意点】

- ①利用者がサービス利用中に出席することは不可。出席した場合、その時点でサービス利用が中断したものととして扱われる。（厚労省確認）
 - ②地域住民の代表者について、これまで運営推進会議を実施している認知症グループホーム等では町会自治会役員や民生児童委員のほか、建物オーナーや地主にお願いしているケースや、近隣の保育園、幼稚園の園長等にお願いしているケースあり。
- ※町会関係者や民生児童委員に委員を依頼する場合は市が取りまとめて推薦を依頼するため、平成28年1月20日（水）までに推薦依頼を提出すること。

地域密着型に移行後の変更点

2 運営推進会議

【構成員に係る注意点】

- ③市職員又は包括職員について、地域密着型通所介護は包括職員が担当することとなっている。包括への委員就任依頼は圏域ごとに市がとりまとめを行うため、平成28年1月20日（水）までに推薦依頼を提出すること。
- ④該当サービスに関して知見を有する者としては、他のサービス事業者やケアマネ等も考えられるが、包括職員等が兼ねているケースが多い。

地域密着型に移行後の変更点

2 運営推進会議

【その他の注意点】

- ※委員への就任依頼は各事業所の責任で行い（町会関係、民生委員、包括職員を除く）、決して就任を強制したりしないこと。
- ※可能な限り出席者を確保し、多様な意見が反映されるよう努めること。
- ※委員決定後は時間に余裕をもって各委員と開催日程を調整すること。開催日時が決定した場合、速やかに委員に連絡するほか、開催日の2～4週間位前に改めて開催案内すること。
- ※運営推進会議は極力、平日日中の開催にご協力いただきたい。

地域密着型に移行後の変更点

3 その他

- 地域密着型通所介護は、介護のみで予防なし。
 - ※地域密着型通所介護を利用するのは要介護1～5の認定を受けた方のみ。
 - ※要支援1、2の認定を受けている方は、従来の介護予防通所介護又は総合事業の第一号通所事業（予防給付相当）のサービスを利用。
- 平成28年4月1日以降に基準定員をまたいで定員を増減した場合は廃止・新規の手続きが必要となる（居宅サービス、地域密着型サービスの区分が変わるため）

地域密着型通所以外への移行

1 他の通所介護事業所（定員19人以上）のサテライトへの移行

【サテライトとは】

通常はサービス提供の拠点ごとに指定を行うが、**本体とは別の出張所等**であって、一定の要件を満たす場合は一体的なサービス提供の単位として事業所に含めて指定することができる。このため、居宅サービスにおけるサテライト事業所は、あくまでも本体事業所の一部として取り扱われる。

（基準省令・総則上の要件）

- ①利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合は随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行なえる体制にあること。
- ③苦情や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

地域密着型通所以外への移行

1 他の通所介護事業所（定員19人以上）のサテライトへの移行

（基準省令・総則上の要件 つづき）

- ④事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

（指定上の要件）

- ①サテライトは本体の一部であるため、指定権者が同一（両方も八王子市内）でなければならない。
- ②本体とサテライトは職員の勤務体制を一体的に管理し、必要な場合に随時相互支援ができる体制にななければならない。（本体とサテライトの移動時間は通常の交通手段で20分以内を目途とする）
- ③一つの本体事業所につき、開設できるサテライトは二つまで

地域密着型通所以外への移行

1 他の通所介護事業所（定員19人以上）のサテライトへの移行

【申請手続】

- サテライトとなる事業所は本体の事業所の一部となる（独立した事業所でなくなる）ため、1月以上前まで（4月1日にサテライト移行であれば2月末まで）に廃止届提出
- 本体事業所はサテライト開設後10日以内に変更届提出

地域密着型通所以外への移行

2 サテライト型小規模多機能への移行

【サテライト型小規模多機能とは】

- 小規模多機能は通い・訪問・泊まりのサービスを同一事業所で提供するサービス。サテライト型小規模多機能は、本体となる他の小規模多機能又は看護小規模多機能からの支援を前提として、人員基準等の一部を緩和されるもの。
 - ・ サテライト型は訪問従業者が「常勤換算で1以上」ではなく「1以上」で可
 - ・ サテライト型は本体の看護職員により支障なく利用者の健康管理を行なえる場合は看護職員を置かないことができる
 - ・ サテライト型は本体の宿直職員により随時訪問に対応できる場合は宿直職員を置かないことができる 等
- サテライト事業所は本体事業所とは別事業所となる（新たに指定申請が必要）

地域密着型通所以外への移行

2 サテライト型小規模多機能への移行

【サテライト型小規模多機能の要件】

- サテライトは本体とは別事業所であるため、指定権者が別であっても可（本体又はサテライトのいずれかが八王子市内でなくても可）
- 本体とサテライトの移動時間は通常交通手段で概ね20分以内
- 一つの本体事業所につき、開設できるサテライトは二つまで

地域密着型通所以外への移行

2 サテライト型小規模多機能への移行

【申請手続】

- サテライトとなる事業所は1月以上前までに（4月1日にサテライト移行であれば2月末までに）廃止届とサテライト型小規模多機能の指定申請書を提出
- サテライトの開設に伴い、本体事業所の勤務体制に変更が生じる場合は、サテライト開設後10日以内に変更届提出

地域密着型通所以外への移行

2 サテライト型小規模多機能への移行

【移行にあたっての注意点】

- 既存の利用者の中に小規模多機能のサービスを必要としない者がいる場合には、ケアマネとの調整や他事業所の紹介など、必要な支援を行うこと。
- サテライト型小規模多機能に移行した場合は運営推進会議の開催頻度は年2回ではなく年6回になる
- 小規模多機能にはケアマネの業務が含まれているため、通所事業所から小規模多機能に移行した利用者はケアマネが変更となる。
- 小規模多機能には宿泊機能が含まれるため、宿泊室または宿泊用のスペースが必要となる。（平成30年3月末まで経過措置あり）
- 小規模多機能は運営推進会議の委員により年1回、外部評価を受け、その結果を取りまとめた上で公表しなければならない。